

議案第6号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
13 鳥取県森林整備地域活動支援基金	国から交付される交付金を原資として森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	(1) 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) 当該	13 鳥取県森林整備地域活動支援基金	森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 (2)

	すること。		(1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て	<u>基金の原 資として 国から交 付された 交付金を 国に返還 するため に必要な 経費の財 源に充て るとき。</u>			(1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て		
略					略				
30 <u>鳥取 県授業 料減免 ・奨学 金等基 金</u>	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。	30 <u>鳥取 県授業 料減免 ・奨学 金基金</u>	<u>経済的理由 により修学が 困難な高等学 校の生徒の学 資を負担する 者に対し授業 料等の減免を 行うとともに 、高等学校 等に在学する 生徒に対し奨 学金の貸与を</u>	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。	

次に掲げる事業を行うことにより就学等に要する費用を負担する者の経済的負担の軽減を図ること。

(1) 経済的理由により就学が困難な高等学校の生徒の授業料等の減免及び高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与

(2) 東日本

行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。

大震災等により被災した幼児、児童又は生徒の授業料等の減免その他の就学等に関する援助の実施

略

略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。